



経済産業省

経済産業省における 化学物質管理政策の最近の動向について

令和 7 年 6 月

経済産業省 産業保安・安全グループ

化学物質管理課長 大本 治康

目次

1. 総論 ～化学物質管理政策をめぐる最近の動向～

2. 各論

- ① 化学物質審査規制法（化審法）の施行状況と動向
- ② 化学物質排出把握管理促進法（化管法）の施行状況と動向
- ③ オゾン層保護法・フロン排出抑制法の施行状況と動向
- ④ 化学兵器禁止法の施行状況と動向
- ⑤ 水銀汚染防止法の施行状況と動向

目次

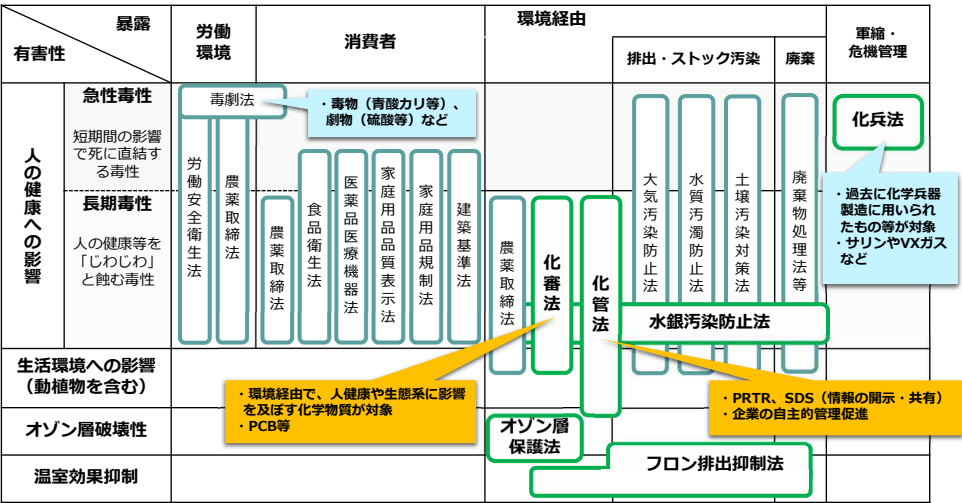
1. 総論 ～化学物質管理政策をめぐる最近の動向～

2. 各論

- ① 化学物質審査規制法（化審法）の施行状況と動向
- ② 化学物質排出把握管理促進法（化管法）の施行状況と動向
- ③ オゾン層保護法・フロン排出抑制法の施行状況と動向
- ④ 化学兵器禁止法の施行状況と動向
- ⑤ 水銀汚染防止法の施行状況と動向

我が国における化学物質規制の全体像

- 我が国においては、暴露経路やライフサイクルの段階に応じ、様々な法律により化学物質規制が行われている。
- 経産省化学物質管理課では、化審法、化管法、オゾン層保護法、フロン排出抑制法、化兵法及び水銀汚染防止法を所管。



経産省化学物質管理課の所管法令と国際条約

法律 ※赤字は所管法令	国際条約
化学物質審査規制法（化審法）（1973年成立）厚経環 - 化学物質の製造・輸入に関する上市前の事前審査及び上市後の継続的な管理により、化学物質による環境汚染を防止することを目的とする。 - 新規化学物質及び既存化学物質が環境を経由して人・生態系に与える影響を評価し、製造、輸入、使用等を規制。	ストックホルム条約（2001年採択） PCB等の残留性有機汚染物質の製造及び使用の廃絶・制限、排出の削減を規定。
化学物質排出把握管理促進法（化管法）（1999年成立）経環 - 事業者による化学物質の排出量等を公表させることで自主的管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とする。 - PRTR制度：事業所（3.2万）の排出・移動量公表 - SDS制度：有害性情報を書面で提供、国際標準化（GHS準拠）	PRTR制度の導入に関するOECD勧告（1996年） 事業者自らが化学物質の環境への排出量等を把握し、国に届出を行い、国がその排出量等を公表する制度の導入を勧告。
オゾン層保護法（1988年成立）経 - モントリオール議定書に基づく特定フロン・代替フロンの生産量・消費量の削減義務を履行するため、特定フロン・代替フロンの製造及び輸入を規制。 フロン排出抑制法（2001年成立）経環 - フロン類の排出抑制を目的として、業務用冷凍空調機器からの廃棄時のフロン回収義務に加え、フロン類使用機器の管理など、フロン類のライフサイクル全般にわたる排出抑制対策を規定。	モントリオール議定書（1987年採択） オゾン層破壊物質である特定フロン、地球温暖化に深刻な影響をもたらす代替フロンの生産量・消費量の段階的削減を規定。
化学兵器禁止法（化兵法）（1995年成立）経 - 化学兵器禁止条約の適確な実施を確保するため、化学兵器の製造、所持等を禁止。 - 特定物質（サリン等）の製造・使用等に係る規制の他、指定物質（ホスゲン等）等、条約に基づく一定の化学物質に係る製造等の届出義務を規定。	化学兵器禁止条約（1992年採択） - サリンなどの化学兵器の開発、生産、保有などを包括的に禁止。 - 国際機関（OPCW）に対する一定の化学物質の生産等に関する情報の申告義務や現地検査の実施等を規定。
水銀汚染防止法（2015年成立）経環 - 水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保し、水銀による環境の汚染を防止することを目的とする。 - 水銀及びその化合物を使用した製品の製造等を規制。	水銀に関する水俣条約（2013年採択） 水銀の一次採掘の禁止から貿易、水銀添加製品や製造工程での水銀利用、大気への排出、水銀廃棄物に至るまで、水銀が人の健康や環境に与えるリスクを低減するための包括的な規制を定める。

5

近年における所管法令の主な改正状況

化学物質審査規制法

- 2025年1月、COP9（2019年4月～5月）でPFOA等が廃絶対象物質に追加されたことを受け、**PFOA関連物質※1を「第一種特定化学物質」として指定。**
- ※1 PFOAの異性体又はその塩については、2024年9月に「第一種特定化学物質」として指定。
- 2025年2月、COP11（2023年5月）で廃絶対象物質に追加された、**デクロランプラス、メトキシクロル及びUV-328を「第一種特定化学物質」として指定。**
- 2025年4月、厚生労働省及び環境省との合同審議会（2023年9月）※2の結論を踏まえ、**NPEを「第二種特定化学物質」として指定。**

※2 厚生労働省の薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、経済産業省の化学物質審議会安全対策部会、環境省の中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会の合同会合。

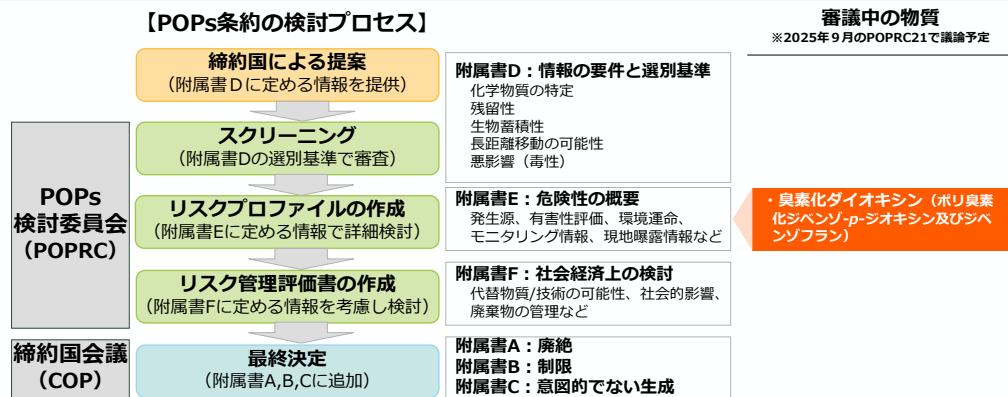
水銀汚染防止法

- 水銀に関する水俣条約の第4回及び第5回締約国会議（2022年3月～2023年11月に開催）において、特定の電池や蛍光灯等の水銀添加製品の製造・輸出入廃止が決定されたことを踏まえ、我が国においても同製品を「特定水銀使用製品」に追加指定し規制措置を講じるため、**2024年12月に「水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令」を改正。**

6

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）

- 環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念される**残留性有機汚染物質（POPs: Persistent Organic Pollutants）**の製造及び使用の廃絶・制限、排出の削減、これらの物質を含む廃棄物等の適正処理等について規定（2004年5月発効）。
- POPs条約で廃絶、制限対象となった化学物質については、国内における検討を経て、**化審法の第一種特定化学物質に指定**。
- 条約の対象物質の追加等を踏まえ、条約の義務を履行するための**国内実施計画を2025年3月に改定**。
- 2025年4-5月にCOP12が開催され、「**MCCP（中鎖塩素化パラフィン）**」、「**長鎖PFCA（長鎖ペルフルオロカルボン酸）とその塩及び長鎖PFCA関連物質**」及び「**クロロビリホス**」の3物質に関して、条約附属書Aへの追加が決定。



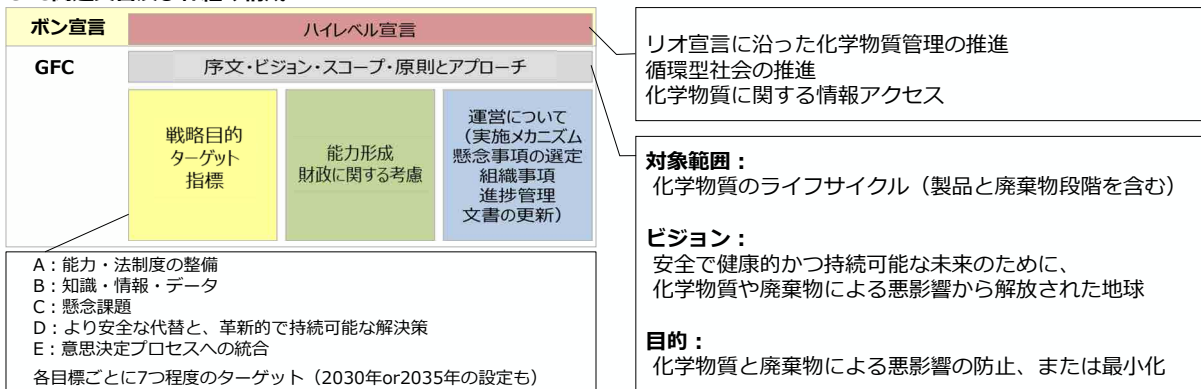
7

化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）

(Global Framework on Chemicals –For a planet free of harm from chemicals and waste)

- 2023年9月の第5回国際化学物質管理会議（ICCM5）において、2006年に策定された「国際的な化学物質管理のための戦略的なアプローチ（SAICM）」の後継となる、「**化学物質管理に関するグローバル枠組み（GFC）ー化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ**」が採択。
- **マルチセクター**（環境、経済、社会、保健、農業、労働等）における、**マルチステークホルダー**（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学術界等）による、製造から製品への使用等を経て廃棄までの**ライフサイクル全体**を通じた、**法的拘束力のない**化学物質管理の枠組み。

■ GFC関連文書及び枠組み構成



8

国内でのGFC実現に向けて（国内実施計画の策定）

- GFCでは、実施のための手法として、各国に国内実施計画の策定を求めていることから、我が国でも、多様な分野、多様な主体の関与を得ながらパブリックコメント、関係省庁連絡会議等を経て、**2025年4月に国内実施計画を策定し、公表**。今後は同計画に基づき対応を進めていく。
- また、2025年6月の臨時公開作業部会（OEWG）や2026年度の第1回GFC国際会議での国内実施計画の報告を予定している。

■ GFC国内実施に向けた各主体の主な役割と進捗

会議体・意見聴取	構成・意見聴取先	役割・意見聴取内容	2024年度の実績
GFC関係省庁連絡会議	環境省、経産省、農水省、厚労省等の関係省庁で構成	・国内実施計画の策定 ・国内実施の進捗確認 ・国内実施結果の取りまとめ 等	第1回：2024年4月11日 第2回：2024年9月2日 第3回：2024年12月18日 第4回：2025年3月28日
化学物質と環境に関する政策対話	市民団体、産業界、学术界、地方公共団体等の各関連主体で構成	・計画に盛り込むべき取組 等 ・計画に基づく取組状況 等	第20回：2024年11月12日 第21回：2025年2月7日
環境省による個別ヒアリング等	市民団体、産業界、学术界、地方公共団体等の各関連主体	・計画に盛り込むべき取組 等 ・計画に基づく取組状況 等	随時
パブリックコメント	広く国民全般	・国内実施計画案 ・実施結果取りまとめ案 等	2025年2月18日～3月21日

■ スケジュール

- 2025年4月 国内実施計画の策定
- 2025年6月 臨時公開作業部会（OEWG）への報告
- 2026年度 第1回GFC国際会議での国内実施計画の報告

9

プラスチック汚染に関する条約交渉

- 2022年3月、深刻化する海洋プラスチック汚染の問題を背景に、国連環境総会にて、「プラスチック汚染を終わらせる」ことを目的として、法的拘束力のある国際文書（条約）策定のための政府間交渉委員会（INC）の設置に合意。（2024年末までに作業を終える）（UNEA決議5/14）

アドホックOEWG 2022/5/30-6/1 セネガル・ダカール（ハイブリッド）	➢ 正式交渉開始前の非公式準備会合。 ➢ 交渉の進め方や検討すべき規定・要素について議論。
INC 1 2022/11/28-12/2 ウルグアイ/ブエノスアイレス	➢ UNEA決議5/14に則して条約に含める要素について議論 ➢ 「プラスチック・サイエンス」：OEWGの議論を受けて事務局が取りまとめた情報提供文書。
INC 2 2023/5/29-6/2 フランス・パリ	➢ 会合前に条約に含めるべき要素について、各国から文書（サブミッション）提出。 ➢ 上記を踏まえ、事務局が新条約に含めるべき要素や各要素のオプションをまとめた資料を作成。上流分野の様々な規制措置もオプションに含まれる。 ➢ 「プラスチック中の化学物質」：UNEP及びBRS事務局が技術的報告書を情報提供文書として取りまとめ。
INC 3 2023/11/13-18 ケニア・ナイロビ	➢ それまでの議論を踏まえ、会合前に議長が「ゼロ・ドラフト」発出。上流分野の様々な規制措置及びそのオプションが含まれ、中東諸国、ロシア、中国等が強く反発。 ➢ 会合では、各国のゼロ・ドラフトに対する修正意見を全て反映させた、膨大なボリュームの「条文案改訂版(revised draft text)」作成。会期間で行う作業について議論するも合意に至らず。
INC 4 2024/4/23-29 カナダ・オタワ	➢ 「統合テキスト」の各オプションを集約する作業を実施。ボリューム、オプションは減ったものの、多数のブラケットが含まれる読解困難な「統合条文案（compilation of draft text）」作成。立場の違いは埋まらず。 ➢ 専門的・技術的な作業を進める会期間会合の開催に合意（テーマ：①プラスチック製品、懸念のある化学物質、製品設計等の基準など主要義務規定、②資金・技術支援等の実施手段）。
会期間会合 2024/8/24-28 タイ・バンコク	➢ 技術専門家会合との位置づけだが、多くの国が交渉官レベルで対応。各国の立場等についての理解は深まるも、交渉会合ではないため、満ち足りず。 ➢ 会合終了後、INC 5での合意に向けて議長自身のイニシアティブによる動きが活発化。統合条文案とは別に、これまでの議論や各国等との意見交換、交渉ヘッド（HoDs）会合等での議論を踏まえた「議長ノン・ペーパー」を作成。
INC 5 2024/11/25-12/1 韓国・釜山	2024年末までに作業完了を目指す ➡ 合意に至らず、2025年8月にスイスでINC5.2を開催予定

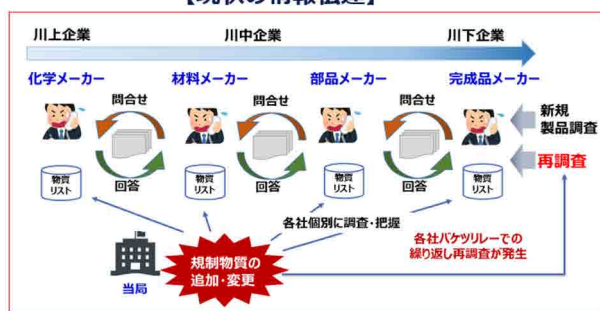
10

CMPのコンセプト

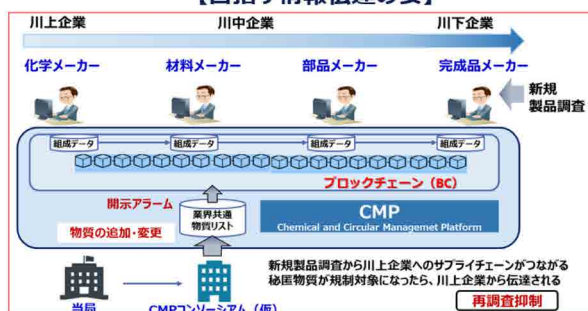
【得られる効果】

- ✓ 川上から川下へのシームレスな情報伝達
 - ✓ バケツリレー型情報伝達から、CMPコンソーシアムからサプライチェーン全体への一括トリガーへの変革
- ✓ 規制変更時に必要となる再調査の抑制
- ✓ 資源循環など新たな情報への展開

【現状の情報伝達】



【目指す情報伝達の姿】



(出典) 令和6年度第1回化学物質審議会 産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会第2回化学物質政策小委員会 「資料8 CMP構想の進捗について」より

11

CMPが目指す情報伝達の姿

化学物質情報伝達を進めることで製品デジタル情報で必要となる情報（資源循環情報を含む）まで管理が可能な製品環境に関する情報伝達基盤に成長させていく

1. 製品含有化学物質

- ✓ REACH規制など、年々厳しくなる化学物質規制に迅速に対応する（再調査効率化）
- ✓ 精度向上、業務効率の向上を図ると同時に秘匿物質の確実なコントロールを実現

2. 資源循環

- ✓ 欧州ESPR規制※1を睨み、製品デジタル情報を意識したバリューチェーンでの資源情報を共有する
- ✓ CMPが持つ、製品・部品・材料・化学物質のヒエラルキー情報に資源循環情報を加味することで効率的に情報共有を図る
- ✓ 部品リユース情報、リサイクル材情報（含有率、純度、ソースなど）の伝達を実現

3. グローバル連携

- ✓ 現在策定が進むIEC/ISO 82474 (Material Declaration) ※2規格の内容（資源循環情報を含む）を盛り込むことで、グローバル連携を可能とする
- ✓ グローバルに展開されている製品含有化学物質情報（既存プラットフォームなど）との連携を目指す

(※1) 様々な製品に対し、再利用や修理可能性、エネルギー効率等製品仕様における持続可能性の要件の枠組みを設定する規制

(※2) 製品含有化学物質の情報伝達に関する国際標準（グローバルに展開されるサプライチェーンに対して標準となる情報伝達項目、情報伝達様式定めている） 現在最終投票で承認され規格発行待ち

(出典) 令和6年度第1回化学物質審議会 産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会第2回化学物質政策小委員会 「資料8 CMP構想の進捗について」より

12

目次

1. 総論 ～化学物質管理政策をめぐる最近の動向～

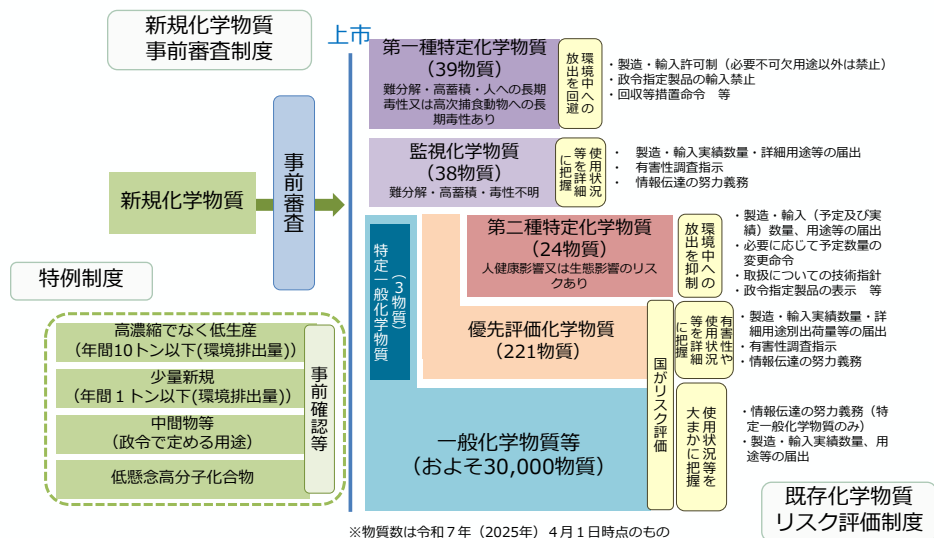
2. 各論

- ① 化学物質審査規制法（化審法）の施行状況と動向
- ② 化学物質排出把握管理促進法（化管法）の施行状況と動向
- ③ オゾン層保護法・フロン排出抑制法の施行状況と動向
- ④ 化学兵器禁止法の施行状況と動向
- ⑤ 水銀汚染防止法の施行状況と動向

13

化審法の体系

- 上市前の事前審査及び上市後の継続的な管理により、化学物質による環境汚染を防止。



14

【参考】新規化学物質の審査・確認制度（概要）

- **通常新規：**
新規化学物質の届出を行い、通常の事前審査を受けると製造・輸入が可能。
 - **低生産量新規、少量新規、低懸念高分子、中間物等：**
通常の届出によらず、事前の申出・確認により製造・輸入できる場合がある。
- ※我が国の化学産業が少量多品種の形態に移行をする中、化学物質による環境汚染の防止を前提に、少量多品種産業にも配慮した合理的な制度設計としている。

手続きの種類	化審法の根拠条項	手続	届出時に提出すべき試験データ	その他提出資料	数量上限	数量調整	受付頻度（年間）
通常新規	法第3条第1項	届出→判定	分解性・蓄積性・人健康・生態影響	用途・予定数量等	なし	なし	10回
低生産量新規	法第5条第1項	届出→判定 申出→確認	分解性・蓄積性（人健康・生態影響の有害性データもあれば届出時に提出）	用途・予定数量等	全国10t以下（環境排出量）	あり	届出:10回 申出(電子・光・書面):12回
少量新規	法第3条第1項第5号	申出→確認	—	用途・予定数量等	全国1t以下（環境排出量）	あり	申出(電子):9回 申出(光・書面):4回
低懸念高分子化合物	法第3条第1項第6号	申出→確認	—	分子量・物理化学的安定性試験データ等	なし	なし	随時
中間物等	法第3条第1項第4号	申出→確認	—	取扱方法・施設設備状況を示す図面等	なし	なし	随時
少量中間物等				（簡素化）	1社1t以下	なし	随時

15

新規化学物質の事前審査制度に係る最近のトピックス

- 新規化学物質の審査に係る試験法の運用見直しに向けた検討及び高分子化合物の評価に関する合理化案の検討を実施。
- 「新規化学物質等に係る試験を実施する試験施設に関する基準について（GLP基準）」を改正し、記録及び試資料の保管の期間を変更。
- 化審法の安全性評価専門人材の発掘を目的とし、第3回環境化学物質合同大会※1へ参画。

試験法等の検討及びGLP基準の見直し

- 分解度試験における課題の検討、濃縮度試験（餌料投与法）に係る課題の検討、高分子化合物の評価に関する合理化案の検討を実施。
- 生物蓄積性の判定に利用している1-オクタノール/水分分配係数（logPow）について、評価・判定できる範囲を拡大するための検討を実施。
- 「ヨコエビを用いた水暴露法による濃縮度試験（OECD TG321）」の化審法における生物蓄積性の評価への適用を検討するための調査を実施。
- GLP基準を改正し、記録及び試資料の保管の期間について、「化審法の通知を受けた後10年間」から「試験終了日から10年間」に変更等を行った。試験機関が保有する試資料等を、一定期間経過後の廃棄を容易にしたことで、試験機関における試資料の保管の問題の改善につながった。

化審法安全性評価専門人材の発掘

- 学会に参加する学生・若手研究者向けに、化審法における安全性評価に関する理解を深め、関心を持ってもらうことを目的として、「化審法における化学物質の安全性評価の現状と展望～生分解性及び生物蓄積性の評価とは？～」と題した自由集会を開催（2024年7月）。
- 当日は約30名が参加。オーガナイザー※2から、化審法の制度や安全性評価の方法、これまでの経験に基づき今後の専門人材の重要性を説明。



(当日の様子)

※1 主催：（一社）日本環境化学会、日本環境毒性学会

※2 オーガナイザー
化学物質審議会委員（国立大学、国立研究機関）、
業界団体、試験機関、
NITE、経済産業省

16

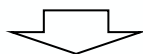
【参考】第一種特定化学物質について

第一種特定化学物質とは

- 難分解、高蓄積、人への長期毒性又は高次捕食動物への長期毒性のおそれがある物質で、政令で指定している39物質群。

第一種特定化学物質の規制内容

- 第一種特定化学物質の製造・輸入の許可制。
（試験研究用途や必要不可欠用途（イッセンシャルユース）以外での製造・輸入は原則禁止）
- 試験研究用途や必要不可欠用途以外での第一種特定化学物質の使用禁止。
- 政令で指定している第一種特定化学物質の使用製品の輸入禁止。
- 法令に違反した製造者、輸入者、使用者に対する回収措置等の命令、罰則。



難分解性、高蓄積、長期毒性を有する化学物質の
環境中への放出を回避

17

第一種特定化学物質の新たな指定（POPs条約対応）

- 下記の物質については、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）に基づき国際的に製造・使用を原則禁止（廃絶）とすることが決定したことを受け、化審法施行令（政令）を改正し、これらの化学物質を化審法の第一種特定化学物質に指定するための対応を実施。

政令改正スケジュール

①PFHxS関連物質に関するスケジュール

令和7年（2025年）4月18日 3省合同会合における第一種特定化学物質の指定に係る再審議
 令和7年（2025年）7月以降 3省合同会合における輸入禁止製品等の指定に係る再審議
 令和7年（2025年）秋以降 TBT通報、化審法施行令の一部を改正する政令案に関するパブリックコメント
 令和7年（2025年）冬以降 改正政令公布
 令和8年（2026年）初頭以降 3省合同会合におけるPFHxS関連物質の具体的な物質群の指定に係る省令の審議
 PFHxS関連物質の具体的な物質群の指定に係る省令の公布
 改正政令、省令の施行

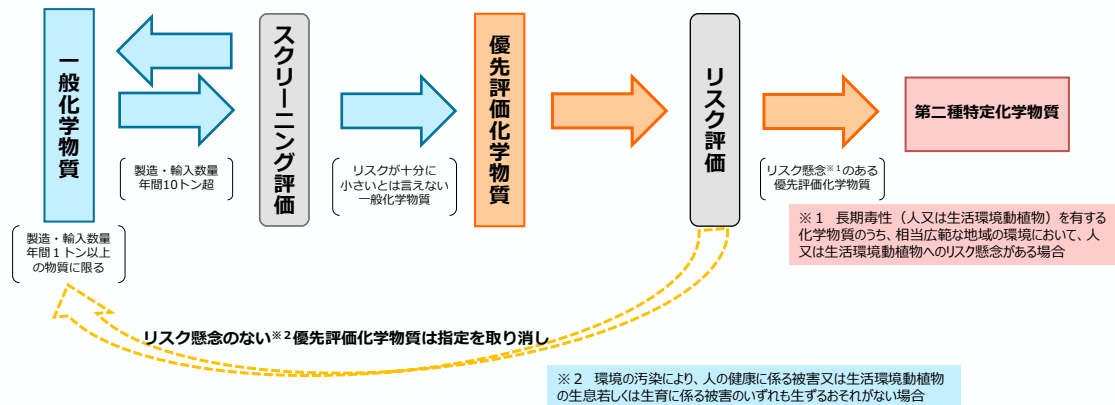
②メトキシクロル、デクロランプラス及びUV-328に関するスケジュール

令和6年（2024年）12月18日 改正政令公布
 令和7年（2025年）2月18日 一部政令施行（第一種特定化学物質への指定等）
 6月18日 全面施行（輸入禁止製品の指定）

18

上市後の化学物質に対するリスク評価の全体像

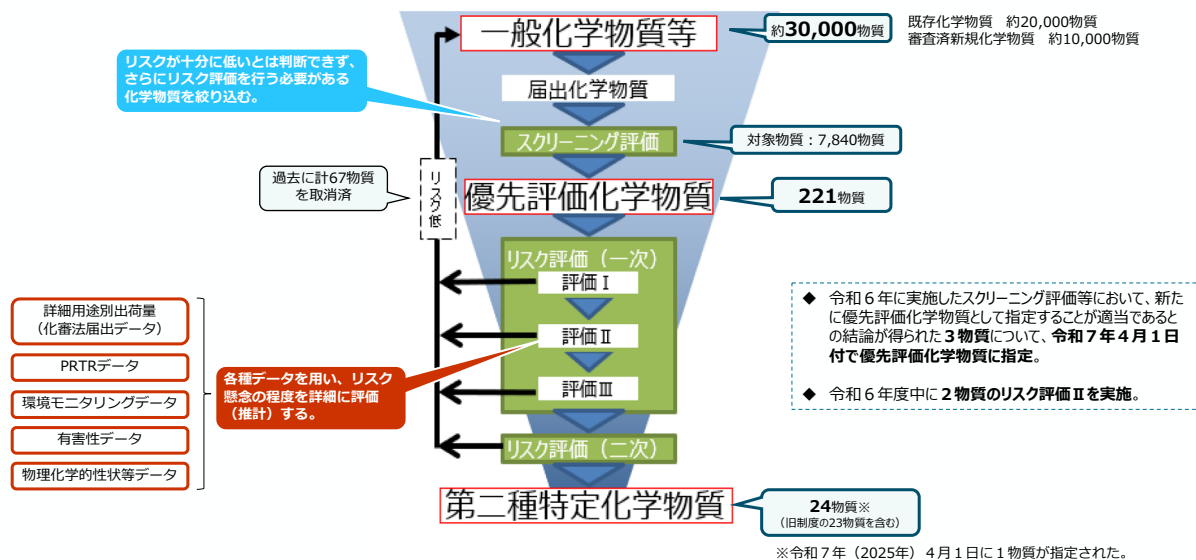
- 一般化学物質について**スクリーニング評価**を行い、リスクが十分に小さいとは言えない物質を選定し、優先評価化学物質に指定。**スクリーニング評価は毎年実施**。
- **優先評価化学物質について段階的にリスク評価**を実施し、長期毒性（人又は生活環境動植物）を有する化学物質のうち、相当広範な地域の環境において人又は生活環境動植物へのリスク懸念が認められる場合、**第二種特定化学物質**に指定（リスクの懸念がない場合は一般化学物質となる）。



19

化審法スクリーニング評価・リスク評価の全体像

（令和7年（2025年）4月1日現在）



20

【参考】第二種特定化学物質について

第二種特定化学物質とは

- 人又は生活環境動植物に対する長期毒性を有するおそれがあり、かつ相当広範な地域の環境中に相当程度残留しているか、又は近くその状況に至ることが確実であると見込まれることにより、人又は生活環境動植物への被害を生ずるおそれがあると認められる化学物質であって、政令で指定されたもの。
- 令和7年（2025年）4月時点で24物質が指定されている。

第二種特定化学物質の措置内容

- **義務①** 事前の製造又は輸入予定数量、事後の実績数量の届出の義務（法第35条）
- **義務②** 取扱いに係る技術上の指針の遵守（法第36条）
- **義務③** 環境の汚染を防止するための措置等に関する表示（法第37条）

21

第二種特定化学物質の新たな指定

- 優先評価化学物質 通し番号86（ α -（ノニルフェニル）- ω -ヒドロキシポリ（オキシエチレン））（NPE）は、令和7年4月1日より第二種特定化学物質に指定された。
- 第二種特定化学物質の指定に伴う具体的な措置は以下のとおり。
 - ① 事前の製造輸入予定数量の届出及び事後の実績数量の届出義務（NPEの製造又は輸入者）
 - ② 環境の汚染を防止するために取るべき措置に関する技術上の指針の遵守（NPEの製造又は輸入事業者を含むNPEの取扱事業者）
 - ③ 表示の義務（NPEの製造又は輸入事業者を含むNPEの取扱事業者）
- また、NPEの第二種特定化学物質への指定に加え、NPEが使用されている製品への措置として、環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する②技術上の指針の遵守及び③表示の義務が課される製品に、**NPEが使用されている水系洗浄剤を指定**。

政令改正等スケジュール

令和6年 9月 27日 公布（改正政令）
 令和6年10月 1日 公布（改正省令、技術上の指針、表示義務にかかる告示）
 令和7年 4月 1日 施行（改正政令、改正省令、技術上の指針、表示義務にかかる告示）

<参考> NPEの第二種特定化学物質への指定について
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/NPE_risk_assessment.html

NPEの第二種特定化学物質指定に係る周知

NPEは主に界面活性剤として幅広く使われており、幅広い事業者が第二種特定化学物質の「取扱事業者」として義務の対象となることから、周知チラシを作成し、広報を実施。



周知チラシ「化学法におけるNPEの取扱方法が変わります！」
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/pamph_npe.pdf

22

リスク評価に用いる生分解性評価のためのウェイト オブ エビデンス(WoE)の導入



- 化審法リスク評価における生分解性評価へのWoEの導入を検討し、令和7年1月の3省合同審議会※で、上市後の化学物質のリスク評価に活用するWoEを用いた分解性の評価手法及び優先評価化学物質2物質についての分解性評価の審議を行い、了承された。
- 本手法により上市後の化学物質の分解性評価を引き続き実施し、審議会です承された評価結果は、化審法におけるスクリーニング評価・リスク評価の分解性として活用していく。

化審法リスク評価におけるWoEを用いた生分解性の評価

化審法で主に採用されている試験法に基づく試験結果に加え、

- 情報収集で得られた分解性に関する多様な情報（生分解性試験データ、類似物質に関する知見及び(Q)SARによる予測結果等）について、
- それらの情報の品質評価（信頼性、関連性及び妥当性）を用いて、
- 情報の統合（情報の一貫性、証拠の強さ及び不確実性の解析）を行い、
評価の透明性も担保しつつ、総合的な分解性評価を実施。

〔出典〕令和6年度第9回薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会、令和6年度化学物質審議会第4回安全対策部会、第251回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会（令和7年1月14日）（※）資料1-1より抜粋、編集
https://www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/anzen_taisaku/pdf/2024_04_01_01.pdf

23

循環経済への対応（プラスチック再生材）

- 循環経済への対応が進む中、プラスチック再生材（使用済プラスチックから作られたもの）が化審法の対象である場合には、
 - － 化審法の不純物閾値は極めて厳しい
 - － ケミカルリサイクルにおける残渣の有効利用に限界がある
 - － 複数の事業者が協働してケミカルリサイクルを行うことが困難であるなどの指摘があった。
- また、前回会合においては、使用済プラスチックの中には、第一種特定化学物質として規制される前に使われていたデクロランプラス（難燃剤）やUV-328（紫外線吸収剤）といった物質が含有する場合があるとの指摘もあった。

検討の視点

①プラスチック再生材

使用済プラスチックに化学反応を起こさせずにリサイクルする過程においては、使用済プラスチックがフレークやペレットと言われる状態（プラスチック再生材）になる。

「化学物質」の製造・輸入・使用を規制する
化審法において、これらプラスチック再生材に
係る課題は何か。

②-1 不純物閾値等

化学物質の製造・輸入に当たっては、成分としての割合が1重量%以上であるもの※については、それが不純物であっても同定する必要がある、その性状に応じて、規制を適用。

一方、「化審法の不純物閾値は極めて厳しい」、「ケミカルリサイクルの残渣の有効利用に限界がある」等の指摘に対して、どのように考えるべきか。

※第一種特定化学物質を除く。

②-2 不純物として含まれる第一種特定化学物質について

製造・輸入される化学物質に不純物（副生物）として第一種特定化学物質が含有する場合、利用可能な最良の技術（BAT：Best Available Technology/ Techniques）を適用している。

均一性の高い原料から製造される場合と異なり、微量成分の含有が一律ではないことが想定されるプラスチック再生材に、不純物として含まれる第一種特定化学物質について、どのように考えるべきか。

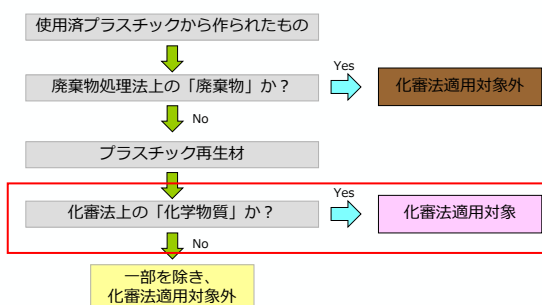
(出典) 第1回厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会化学物質審査等検討小委員会第3回産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループ中央環境審議会環境保健部会化学物質対策小委員会(第3回「資料1-2 補足説明資料」より)

24

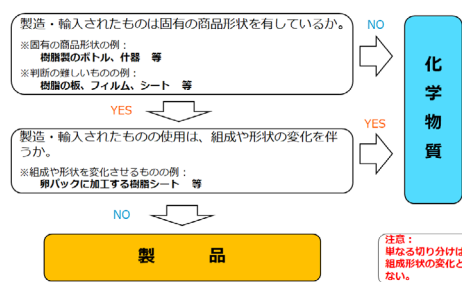
検討の視点① プラスチック再生材～現状の解釈～

- 使用済プラスチックから作られたものの化審法の適用を考える際は、それが廃棄物処理法上の廃棄物に該当するか判断する必要がある。廃棄物に該当する場合は、化審法を始めとする化学物質関連規制の対象外（廃棄物処理法で規制）となる。
- 一方、使用済プラスチックから作られたものが廃棄物処理法上の廃棄物でないならば、それはいわゆる「プラスチック再生材」であり、それが化審法上の「化学物質」と「製品」のいずれに該当するか判断される。
 - ✓ 化審法上の化学物質に該当する場合は、その規制区分に応じて、化審法の規制が適用される。
 - ✓ 一方、化審法上の製品に該当する場合は、化審法の政令で指定されている製品（輸入禁止製品等）に該当する場合を除き、化審法の規制の対象とはならない。

プラスチック再生材の判断フロー



化審法において「製品」と見なすものの判断フロー



（出典）第1回厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会化学物質審査等検討小委員会第3回産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループ中央環境審議会環境保健部会化学物質対策小委員会（第3回）「資料1-2 補足説明資料」より

25

検討の視点① プラスチック再生材

今後の方向性

- 輸入されるプラスチック再生材については、様々な形態があると思われるところ、化審法上の「製品」に該当しないことから、化審法上の「化学物質」であり、その組成の確認や輸入数量の届出といった化審法上の規制が適用されることを周知すべき。
- また、国内において、使用済プラスチックに化学反応を起こさせて得る化合物については、化審法上の「化学物質」であり、規制が適用される。
- 一方、国内において、使用済プラスチックに化学反応を起こさずに得たプラスチック再生材（マテリアル・リサイクル）に関しては、化審法上の届出等は不要である。他方、プラスチック再生材を用いて製造される製品の品質管理の観点から、事業者間における情報伝達の取組などによって、より適切なプラスチック再生材の利用が進むことが望ましい。また、それを政策的に支援することも重要。

また、これに加え、使用済プラスチックに含まれる化学物質による問題が生じないように、引き続き使用済プラスチックの分別・回収などの上流側における化学物質の実態を注視することが重要。

◆プラスチック資源循環のための化学物質リスク評価ツールの開発（令和7年度事業）

<開発するツールのイメージ>



（出典）第1回厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会化学物質審査等検討小委員会第3回産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループ中央環境審議会環境保健部会化学物質対策小委員会（第3回）「資料1-2 補足説明資料」より

26

目次

1. 総論 ～化学物質管理政策をめぐる最近の動向～

2. 各論

- ① 化学物質審査規制法（化審法）の施行状況と動向
- ② 化学物質排出把握管理促進法（化管法）の施行状況と動向
- ③ オゾン層保護法・フロン排出抑制法の施行状況と動向
- ④ 化学兵器禁止法の施行状況と動向
- ⑤ 水銀汚染防止法の施行状況と動向

27

化管法の概要

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

- 事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とする。
- 事業者は国が定める化学物質管理指針に留意した化学物質管理を実施するとともに、進捗状況等の情報提供を行う等国民の理解を図るよう努めなければならない。

PRTR制度 (Pollutant Release and Transfer Register)

- ・人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれての移動量を事業者が把握し、国に報告。
- ・国は、事業者から届出された排出量・移動量の集計結果及び届出対象外の推計排出量を併せて公表。

<対象化学物質>

第一種指定化学物質(515物質)

※2023年4月改正政令施行により対象化学物質が462物質から変更。

<対象事業者>

- ・対象業種：政令で指定する24業種を営む事業者
- ・従業員数：常用雇用者数21人以上の事業者
- ・取扱量等：第一種指定化学物質の年間取扱量が1t以上（特定第一種指定化学物質の場合は0.5t以上）ある事業所を有する事業者等

SDS制度 (Safety Data Sheet)

- ・有害性のおそれのある化学物質及び当該化学物質を含有する製品を、事業者間で譲渡・提供する際に、化学物質の性状及び取扱い情報を提供することを義務づける制度。
- ・化学物質の適正管理に必要な情報提供を義務づけ、事業者による自主管理を促進する。

<対象化学物質>

第一種指定化学物質（515物質）及び第二種指定化学物質（134物質）

※2023年4月改正政令施行により対象化学物質が変更（第一種：462物質、第二種：100物質）。

<対象事業者>

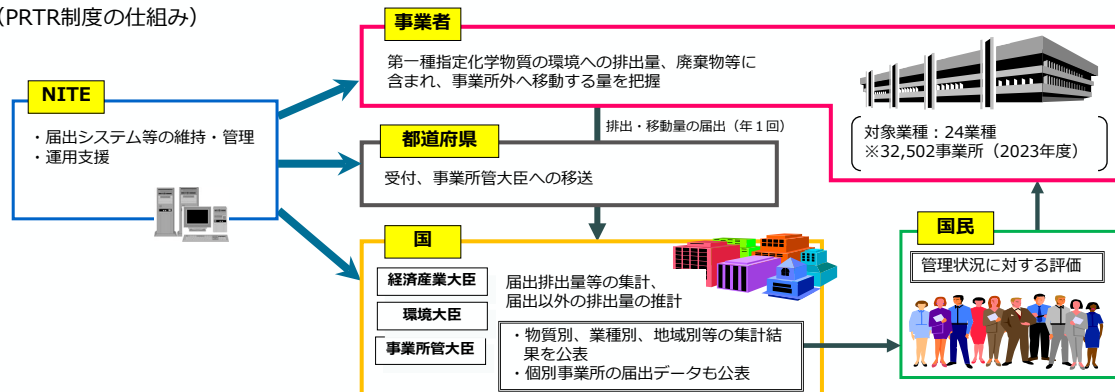
- ・対象業種・従業員数・取扱量等に関わらず、指定化学物質及び指定化学物質を1質量%以上（特定第一種指定化学物質の場合は0.1質量%以上）含有する製品を国内において他の事業者へ譲渡・提供する事業者

28

【参考】PRTR制度とは

- 化学物質排出移動量届出制度（**P**ollutant **R**elease and **T**ransfer **R**egister）
- 対象事業者は、事業活動に伴う環境中への化学物質の排出量等を年度ごとに把握し、都道府県知事を経由して国へ届出、国は届け出されたデータを集計し公表。

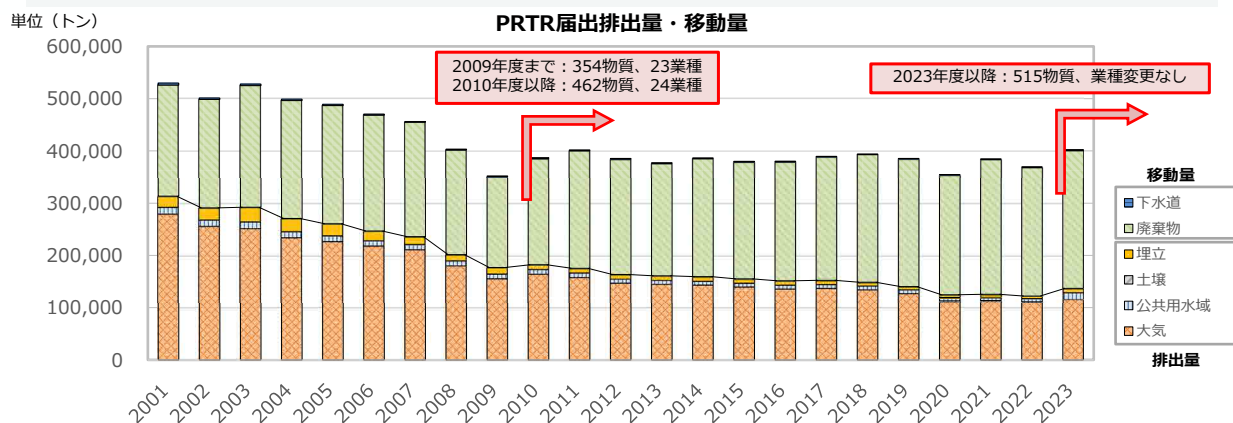
（PRTR制度の仕組み）



29

PRTR届出排出量・移動量の公表

- 2023年度のPRTR届出排出量・移動量の概要は以下の通り。
- **排出量・移動量は、403千トン。**
 - － 排出量 137千トン
 - － 移動量 266千トン
- 当該年度の届出外排出量（対象外事業者、家庭、移動体）は、202千トンと推計。

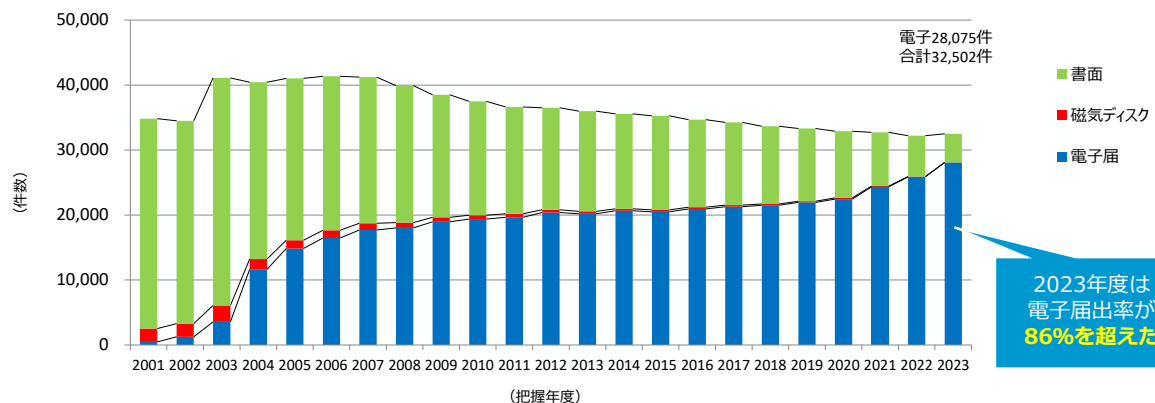


30

PRTR届出電子化促進

- 電子政府の促進、事業者の利便性の確保、行政側の事務手続きの簡素化のために、電子届出への移行を更に推進させることが重要。
- **電子届出数は28,075件（前年度25,870件）。電子届出率は86.4%（前年度80.3%）に上昇。**

届出方法別届出件数の推移



31

わかりやすい制度周知

- （１）電子化促進、（２）潜在的なPRTR事業者へのアプローチを目的として、HPをリニューアルし広報を強化。化管法及びPRTRのトップページに、**①電子届出促進、②誤解しやすい15のポイント、③届出期間について、メッセージ性のあるバナーを新たに設置。**
- 「PRTR届出、誤解しやすい15のポイント」のHPを新設。届出要件の一つである従業員数の考え方、排出量がゼロの場合にも届出が必要であること、固形物や燃料の取扱いなど、PRTR制度への理解不足を解消するために、**届出等で間違えやすい点の解説を簡潔にまとめた。**また、**会社としてのPRTR管理体制構築の必要性和その方法について記載。**

化管法トップページ



https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

PRTRトップページバナー



https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/index.html

PRTR届出、誤解しやすい15のポイント



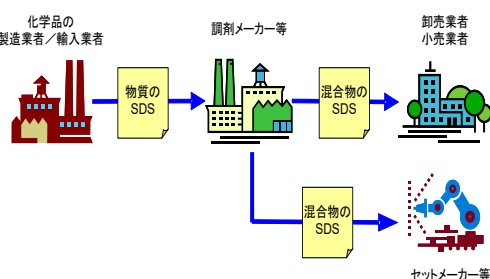
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/poin.html

32

【参考】SDS制度とは

- SDSとは、化学品の安全な取り扱いを確保するために、化学品の危険有害性等に関する情報を記載した文書（Safety Data Sheet：安全データシート）であり、GHSで規定されている。
- 事業者間で化学品を取引する時まで提供し、化学品の危険有害性や適切な取り扱い方法に関する情報等を、供給者側から受け取り側の事業者へ伝達するための仕組み。
- SDSは、これらの化学品を使用して作業をする労働者等にとって、取り扱い時等において、非常に有益な情報伝達ツールとなる。
- 国内では化管法その他、安衛法、毒劇法でSDS制度が導入されている。

SDSの提供フロー



33

GHS（※）分類情報の更新/GHSパンフレットの整備

- 化管法SDS制度の円滑な施行のため、以下を実施。

● GHSに基づく政府分類の公表

GHS分類が未実施又は再分類が必要な物質の分類を実施。2024年度は42の化管法対象物質について分類実施（2006年からの2年間で約1,500物質（化管法、安衛法、毒劇法対象物質）、その後、2023年度までに約3,300物質のGHS分類を関係省庁等にて実施し、これまでの結果を（独）製品評価技術基盤機構（NITE）HPにて公表。）。

● GHSパンフレットの作成・公表

GHSパンフレット「－GHS対応－化管法・安衛法・毒劇法におけるラベル表示・SDS提供制度」を経産省と厚労省が共同で作成・各省HPで公表。

GHS分類情報(NITEのHP)

スクリーンショットは、NITEのウェブサイト「GHS分類情報」のページを示しています。ページには、GHS分類に関する説明と、物質の検索結果が表形式で表示されています。

物質名	CAS No.	分類	ラベル	SDS
塩化水素	7732-18-5	腐食性	腐食性	あり
硫酸	7664-93-9	腐食性	腐食性	あり
硝酸	7697-37-2	腐食性	腐食性	あり

https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/ghs/all_fy.html

GHSパンフレット



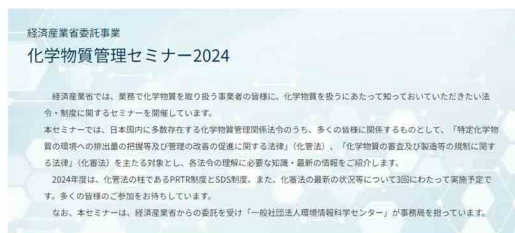
※GHS：化学品の分類および表示に関する世界調和システム

34

化学物質管理セミナー2024の開催

- 化管法等の化学物質関連法令の円滑な実施を目的とし、PRTR制度・SDS制度を含む各法令の最新情報及び事業者のリスク評価やリスク管理に関する情報等を周知するためセミナーを開催。
- 2024年度は、NITEや関係省庁等と協力し、**化管法(PRTR)編(11/7)**、**化審法編(12/10)**、**化管法(SDS)編(2/5)の3回を開催**（オンライン・ライブ配信、定員各回1,000名）。第3回は「**化学物質管理強調月間**」の一環として実施（厚労省も参加）。
- 一部の議題について、経済産業省のYouTubeチャンネルで配信。

セミナーHP



You Tube チャンネル



- ※議題：第1回 化管法の概要、PRTR届出書作成の留意点、化学物質アドバイザー制度
 第2回 化審法の概要、化審法のリスク評価、新規化学物質の届出
 第3回 化管法の概要、安衛法に基づく新たな化学物質規制のポイント、
 GHS・SDSの基礎、GHSに基づくJIS規格の改正動向について

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/info_seminar.html

35

目次

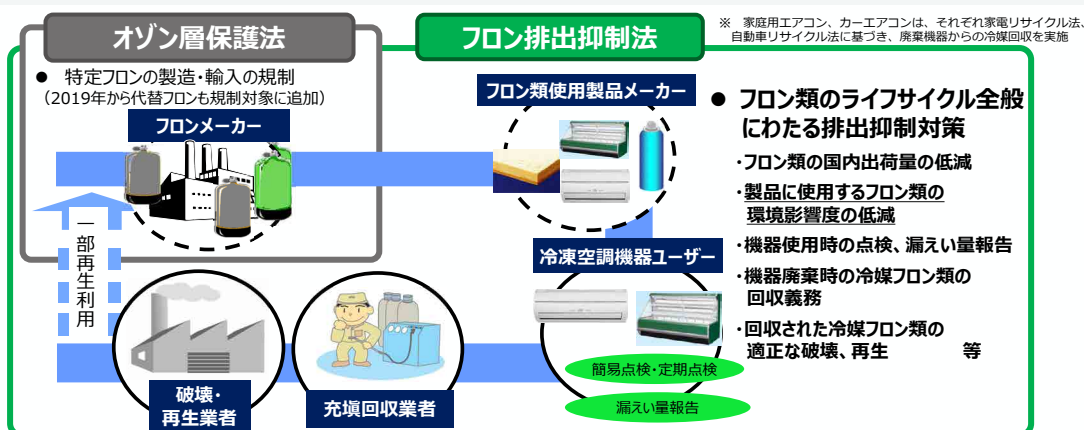
1. 総論 ～化学物質管理政策をめぐる最近の動向～

2. 各論

- ① 化学物質審査規制法（化審法）の施行状況と動向
- ② 化学物質排出把握管理促進法（化管法）の施行状況と動向
- ③ オゾン層保護法・フロン排出抑制法の施行状況と動向
- ④ 化学兵器禁止法の施行状況と動向
- ⑤ 水銀汚染防止法の施行状況と動向

36

- **オゾン層保護法とフロン排出抑制法**で、フロン類（特定フロン及び代替フロン）の排出を、蛇口、上流、中流、下流の**ライフサイクル全般（生産・使用・回収・破壊等）に渡って抑制**。
- フロンの製造・輸入規制、製品に使用するフロン類の環境影響度の低減、機器使用時における点検、業務用冷凍空調機器の廃棄時におけるフロン類の回収義務等を規定。



37

- モントリオール議定書キガリ改正を着実に履行するため、オゾン層保護法に基づく基準限度を決め、それを超えないよう、製造量、輸入量の割当を実施し、代替フロン消費量・製造量を段階的に削減中。
- 消費量・製造量とも2025年の基準限度は達成できる見込みであるが、2029年以降の基準限度（2,145万t-CO₂）はさらに厳しくなる。

※ 基準値：2011-2013年実績の平均値から計算

7,152
【基準値(100%)】

(万t-CO2)

▲10%
6,436

5,290
(19削減)
4,997
(20削減)
4,421
(21削減)
3,985
(22削減)
3,628
(23削減)
3,200
(24削減)
2,889
(25削減)

▲40%
4,291

▲70%
2,145

▲80%
1,430

▲85%
1,073

2017年度 2019年 2024年 2025年 2029年 2030年 2034年 2036年

増制開始

フロン排出抑制法に基づく
我が国のフロン類使用見通し
(29年目標及び30年目標を改正)

Year	Emissions (thousand tons-CO2)	Reduction (%)
2017年度	7,152	Baseline
2019年	6,436	10%
2024年	4,291	40%
2025年	2,889	-
2029年	1,930	-
2030年	2,145	70%
2034年	1,430	80%
2036年	1,073	85%

38

グリーン冷媒・機器開発事業（2023～2027年度）（上流）

- キガリ改正の最終削減目標を達成するためには**低GWPの冷媒開発が必要**。
- 2018～2022年度までの5年間で、グリーン冷媒への代替技術開発が進んでいない分野に係る技術開発支援を実施し、HFO冷媒や評価モデルの開発等の成果を上げてきたところ。
- しかし、**HFO冷媒には安全性や省エネ性の低下等の課題**が残っているため、グリーン冷媒及びその適用機器の開発・上市の更なる加速化に向け、**2023年度以降も技術開発支援**を継続。

領域	分野	現行の代替フロン冷媒 (GWP)	代替フロン冷媒に代わるグリーン冷媒
①代替が進んでいる、又は進む見通し	家庭用冷凍冷蔵庫	(HFC-134a (1,430))	イソブタン
	自動販売機	(HFC-134a (1,430)) (HFC-407C (1,770))	CO ₂ 、イソブタン HFO-1234yf
	カーエアコン	HFC-134a (1,430)	HFO-1234yf
②代替候補はあるが、普及には課題	超低温冷凍冷蔵庫	HFC-23 (14,800)	空気
	大型業務用冷凍冷蔵庫	HFC-404A (3,920)	アンモニア、CO ₂
	中型業務用冷凍冷蔵庫 (別置型ショーケース)	HFC-410A (2,090)	CO ₂
	小型業務用冷凍冷蔵庫	HFC-404A (3,920) HFC-410A (2,090)	(代替冷媒候補を検討中)
③代替候補を検討中	業務用エアコン	HFC-410A (2,090) HFC-32 (675)	グリーン冷媒・機器開発事業 (2025年度予算額 5.0億円)
	家庭用エアコン	HFC-32 (675)	



39

【参考】フロン排出抑制法に基づく指定製品制度（上流）

- フロン類使用製品の低GWP・ノンフロン化を進めるため、**製品区分ごとに環境影響度（GWP）の目標値・目標年度**を定め、製造・輸入事業者にも目標の達成を求めている。

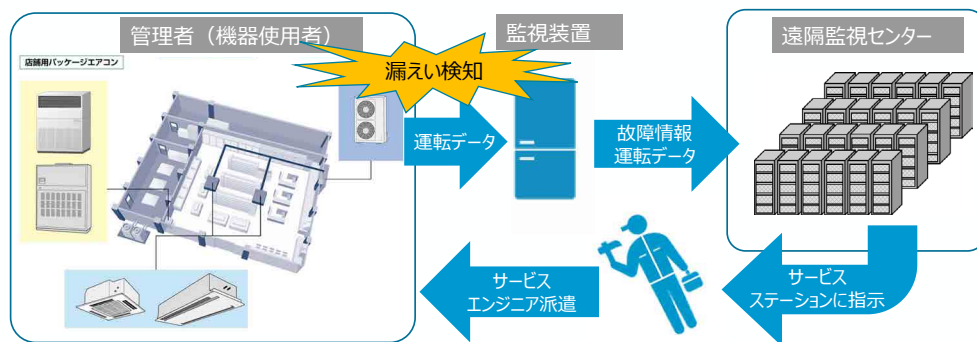
指定製品の区分（概要）	現在使用されている主な冷媒及びGWP	GWPの目標値	目標年度
家庭用エアコン	R410A (2090)、R32 (675)	750	2018
業務用エアコン			
店舗・事務所用エアコン	R410A (2090)、R32 (675)	750	2025
中央方式エアコン	R134a (1430)、R245fa (1030)	100	2025
ビル用マルチエアコン	R410A (2090)	750	2029
設備用エアコン	R410A (2090)	750	2027
ガスエンジンヒートポンプエアコン	R410A (2090)	750	2029
自動車用エアコン			
乗用自動車	R134a (1430)	150	2023
トラック及びバス	R134a (1430)	150	2029
コンデンシングユニット及び固定式冷凍冷蔵ユニット			
1.5kWを超えるものであって別置型	R404A (3920)、R410A (2090)、R407C (1770)、CO ₂ (1)	750	2029
上記以外		150	2029
業務用一体型冷凍冷蔵機器			
業務用冷凍冷蔵庫	R404A (3920)、R410A (2090)、R407C (1770)、R134a (1430)、CO ₂ (1)	150	2029
ショーケース		150	2029
中央方式冷凍冷蔵機器			
有効面積が5万㎡以上の冷凍冷蔵倉庫（新設、改築、増築）※	R404A (3920)、アンモニア（一桁）	100	2019
遠心式圧縮式冷凍機（※以外）	R134a (1430)、R245fa (1030)	100	2029
スクロール式圧縮機（※以外）	R407c (1770)、R448A (1386)	150	2031
遠心式圧縮式冷凍機・スクロール式以外（※以外）	R410A (2090)	750	2029
硬質ポリウレタンフォームを用いた冷蔵機器及び冷凍機器		100	2024
硬質ポリウレタンフォームを用いた冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機		100	2024
住宅用硬質ポリウレタンフォーム用原液	HFC-245fa (1030)、HFC-365mfc (795)	100	2020
非住宅用硬質ポリウレタンフォーム用原液		100	2024
硬質ポリウレタンフォームを用いた断熱材		100	2024
専ら噴射剤のみを充填した噴霧器（可燃性を要する用途のものを除く）	HFC-134a (1430)、HFC-152a (124)、CO ₂ (1)、DME (1)	10	2019

40

IoT技術を用いた常時監視システムの活用（中流）

- フロン排出抑制法の告示「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項」において、第一種特定製品からのフロン類の漏えいを防止するため、当該製品の管理者に対して3ヶ月に1回以上の簡易点検、点検記録簿等の保存等を求めている。**2022年に告示を改正し、漏えい又は故障等を常時監視するシステムを用いて、簡易点検に代えることが可能**となった。
- 今後、**定期点検においても**常時監視システムを導入することが可能か、関係団体と検討を進めている。

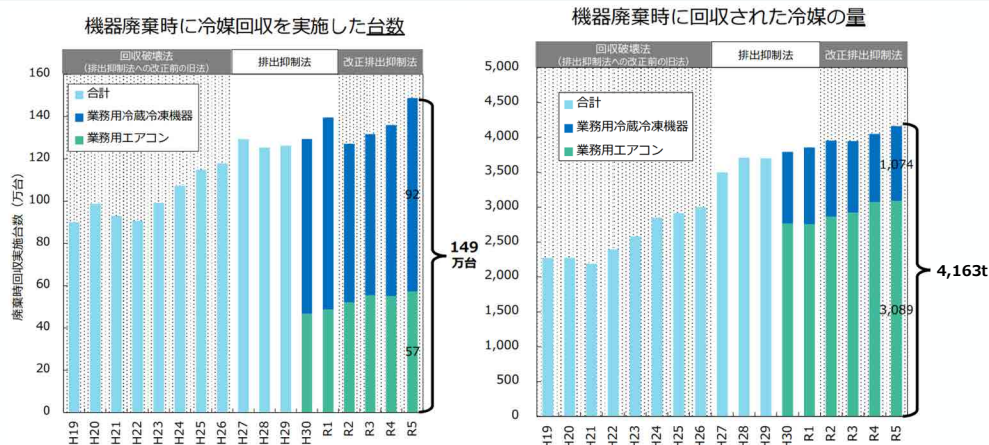
常時監視システムにおける故障対応のイメージ



41

機器廃棄時のフロン回収の現状（下流）

- 地球温暖化対策計画（2016年5月閣議決定）の目標達成に向け、業務用冷凍空調機器廃棄時の規制強化等を盛り込んだ**改正フロン排出抑制法を2020年4月から施行**。
- 機器廃棄時の**冷媒回収実施台数は約149万台**、**回収量は約4,200t**。
- 回収実施台数、回収量のいずれも**増加傾向**にある。今後とも回収率向上に向けた対応を推進。



42

地球温暖化対策計画の見直し

- 地球温暖化対策計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定されるもの。
- 2025年2月18日、地球温暖化対策計画を3年ぶりに見直し、2040年度温室効果ガスの排出量目標を設定。代替フロン等4ガスについては、2013年度比▲72%に設定。

温室効果ガスの排出量目標

(単位：百万t-CO₂)

	2013年度実績	2030年度		2040年度	
		目標	2013年度比	目標	2013年度比
温室効果ガス排出量・吸収量	1,407	760	▲46%	380	▲73%
うち 代替フロン等4ガス	37.2	20.9	▲44%	約11	▲72%

注) 2022年の代替フロン等4ガス排出量は、約38.5百万t-CO₂。

出典先：地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）

43

2050年ネット・ゼロ実現に向けた取組の方向性

- 2050年ネット・ゼロの実現に向けて、代替フロンの更なる削減が必要であり、現行の取組の一層の推進を図るとともに、追加的な取組を検討していく予定。

ライフサイクル段階	黒字：現行の取組 赤字：今後検討していく追加的な取組※ ※2021年5月 環境省・経済産業省「代替フロン分野での2050CNに向けた今後の取組の方向性について」
HFCs製造量・輸入量の削減	・ モントリオール議定書キガリ改正に基づくHFCs生産・消費の段階的削減 ・ キガリ改正の着実な履行（2036年に85%削減）
冷媒の転換	・ 指定製品制度による機器の低GWP化推進 ・ 低GWP冷媒の開発、自然冷媒機器の普及拡大強化 ・ 冷媒を使わない新冷凍空調技術の開発 ・ 安全性の確保を前提とした、レトロフィットによる既存の機器における低GWP冷媒への転換
製品製造時漏えい量の削減	・ 産業界によるHFCsの排出抑制に係る自主行動計画に基づく取組の促進
製品使用時漏えい量の削減	・ 算定漏えい量報告制度の効果的な運用 ・ フロン排出抑制法の適切な実施・運用（機器の管理者による点検の実施） ・ 常時監視システムを活用した管理者による機器点検の効率化・改善 ・ 漏えいを防ぐ施工技術の向上 ・ 常時監視システムの普及促進 ・ 大量漏えい者、老朽機器使用者への指導・監督の強化
製品廃棄時放出量の削減	・ フロン排出抑制法の適切な実施・運用（機器の廃棄時の確実な回収依頼） ・ 廃棄機器内の取り残し冷媒を抑えるための課題整理・実証 ・ 家電リサイクル法の適切な実施・運用 ・ 遵法意識の低い廃棄物・リサイクル業者への対策の強化 ・ 大量廃棄者への指導・監督の強化 ・ RaMSへの登録による機器情報の管理の推進

44

目次

1. 総論 ～化学物質管理政策をめぐる最近の動向～
2. 各論
- ① 化学物質審査規制法（化審法）の施行状況と動向

② 化学物質排出把握管理促進法（化管法）の施行状況と動向

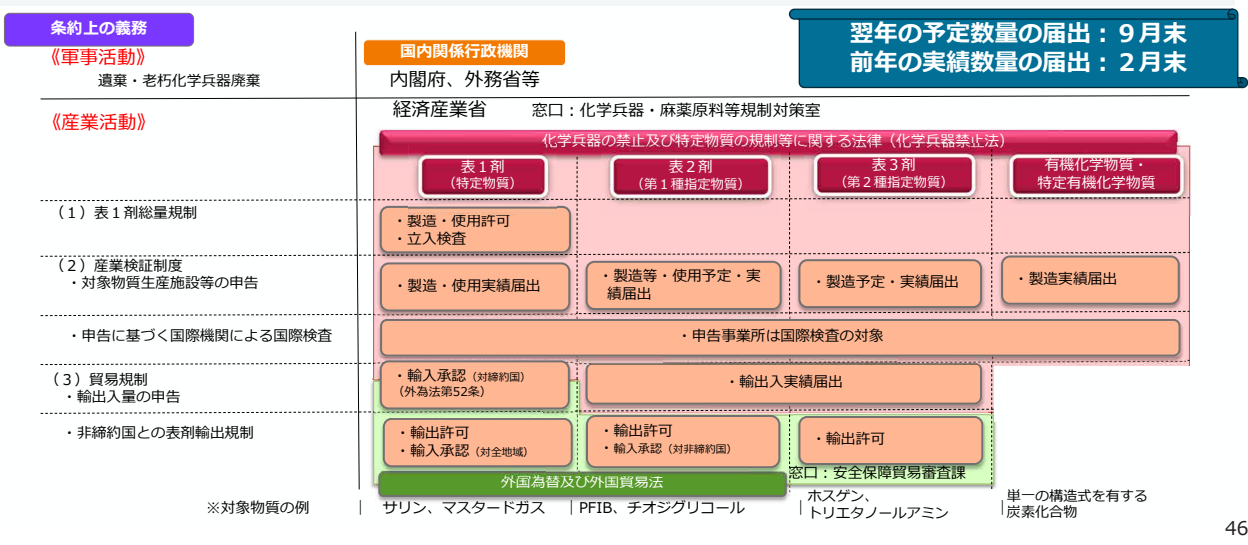
③ オゾン層保護法・フロン排出抑制法の施行状況と動向

④ 化学兵器禁止法の施行状況と動向

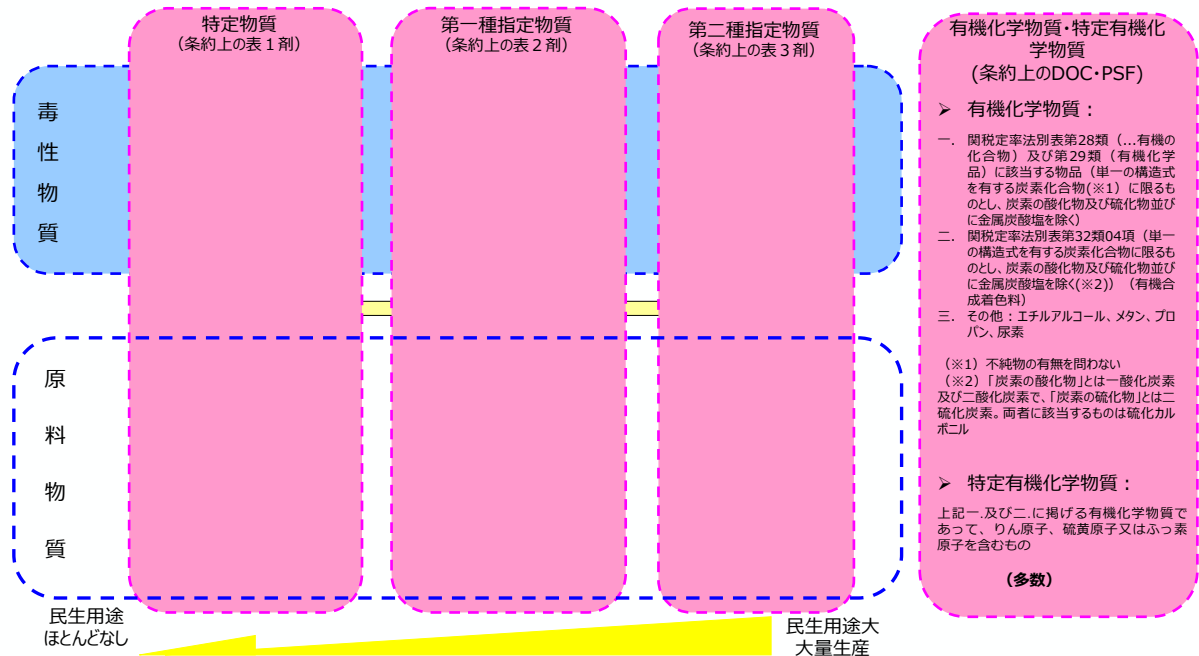
⑤ 水銀汚染防止法の施行状況と動向

化学兵器禁止法の概要

- 化兵法では、化学兵器の製造等を禁止するとともに、化学兵器禁止条約で定める物質について、製造・使用・輸出・輸入の予定・実績数量の届出等を義務付け。経済産業省は、届出を集約し、条約事務局に申告。条約事務局は、申告された情報を基に国際検査対象の事業所を決定。また、検証制度の実効性担保のため、越境移動量の不整合がないかを監視。
- 昨今の国際情勢等により、化学兵器の再出現を防ぐ継続的な取り組みは必須。改めて届出漏れがないかを確認いただきたい。



化学兵器禁止法の特定物質・指定物質・有機化学物質・特定有機化学物質

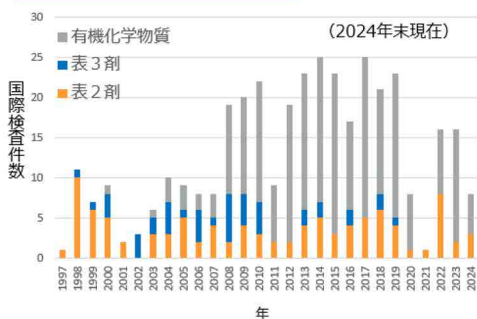


47

化学兵器禁止法の施行状況と最近の取組

- 事業者からの届出件数
年間の製造・使用予定届出80～90件、製造・使用・輸出入実績届出600件弱。8割以上が電子申請。
- 化学兵器禁止機関（OPCW）による国際検査受入
条約発効以後2024年まで（28年間）で延べ約370件を問題なく受検。
- 化学兵器禁止条約への対応（移譲不整合の解消に向けた取組）
各国から申告された輸出入の数量を比較し、申告数量に差がある場合は移譲不整合として、締約国が調査を実施。年1回OPCW主催会合等において、移譲不整合が生じている二国間の調整を実施。

国際検査件数の推移



国際検査への対応

経産省及びNITE職員は、通告後、検査対象事業所にて、当日の説明資料等の準備状況及び供与可能な便宜内容等を確認し、事業者とともに備える（事前調査）。国際検査では、検査団及び事業所双方の権利義務を念頭に、検査が適確かつ円滑に実施されるように立ち会う。



48

目次

1. 総論 ～化学物質管理政策をめぐる最近の動向～

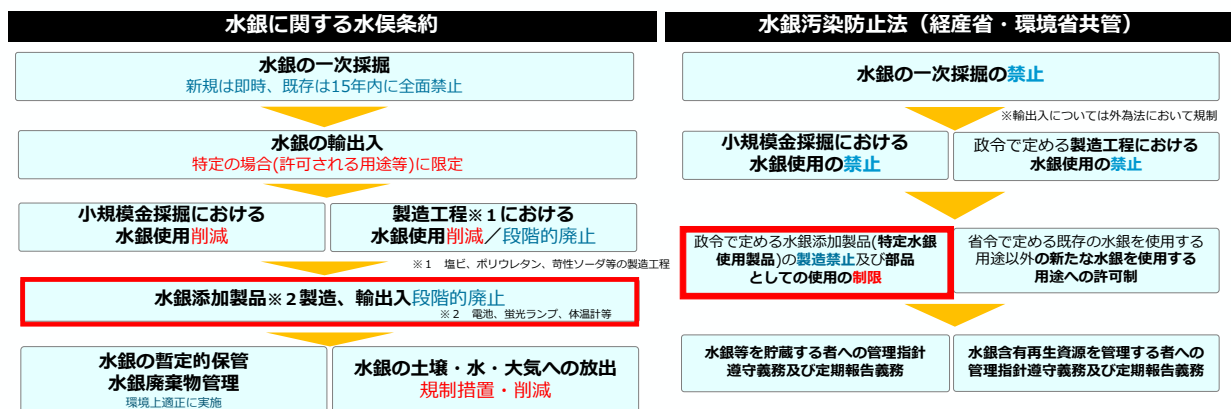
2. 各論

- ① 化学物質審査規制法（化審法）の施行状況と動向
- ② 化学物質排出把握管理促進法（化管法）の施行状況と動向
- ③ オゾン層保護法・フロン排出抑制法の施行状況と動向
- ④ 化学兵器禁止法の施行状況と動向
- ⑤ 水銀汚染防止法の施行状況と動向

49

水銀に関する水俣条約及び水銀汚染防止法

- 世界規模で水銀対策を行う必要性が認識され、水俣病を経験した我が国として、世界の水銀対策に主導的に取り組むことが必要との認識のもと、**2013年10月に「水銀に関する水俣条約」が採択され、2017年8月に発効。**
- **水俣条約を国内実施するために制定された「水銀汚染防止法」**は、水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保し、水銀による環境の汚染を防止するため、蛍光灯、体温計、血圧計などを「**特定水銀使用製品**」として政令で指定し、**その製造禁止等**について措置。



50

国内法における水銀添加製品の製造及び輸出入規制

- 第4回（2022年3月）・第5回（2023年11月）締約国会議において、**蛍光灯の種類に応じ2027年末までの廃止が決定**。これを受け、水銀汚染防止法施行令を改正（2024年12月27日公布）し、同製品の製造等規制を決定。 ※輸出入は、外為法上で担保。
- 下記のとおり、製品によって2026年1月1日、2027年1月1日、2028年1月1日より段階的に規制を開始。 **※規制開始後も、製品の継続使用、在庫の売買及びその使用は可能。**

種類	直管形蛍光灯	環形蛍光灯	コンパクト形蛍光灯	電球形蛍光灯
製造・輸出入の禁止開始時期	2028年1月1日（※）	2028年1月1日（※）	2027年1月1日	2026年1月1日
写真（例）			 ピン形口金	 ネジ式口金

（※）一部の直管形蛍光灯及び環形蛍光灯は、**2027年1月1日から製造・輸出入が禁止**。

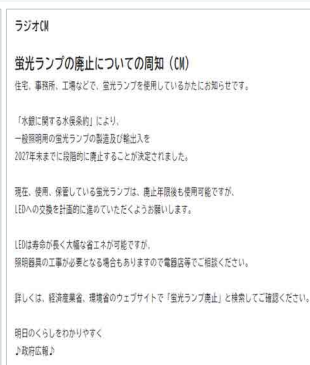
51

蛍光灯製造規制及びそれに伴うLEDへの変更に係る周知活動

- 一般照明用蛍光灯の製造・輸出入禁止に向け、環境省や業界団体等、関係者と連携しながら計画的なLEDへの切り替えや照明交換時の注意点（不適切な取付けによる火災などの事故の防止）等について周知活動を実施。
- 具体的には、**関係省庁・業界団体・地方自治体に対する通知文発出、経産省X（旧ツイッター）での発信、政府広報（ラジオ）の放送、説明動画配信、ポスター・チラシ・特設HPの作成等**を実施。引き続き各種媒体を活用した周知活動を実施予定。



経産省X（旧ツイッター）での発信
（2024年12月）



東京FM（政府広報ラジオCM）（2024年11月）
<https://www.gov-online.go.jp/article/202411/radio-2484.html>



右：経産省特設ページ
（2025年3月）
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/joho/led_shomei/index.html

左：経産省YouTube（動画配信）（2025年2月）
<https://www.youtube.com/watch?v=SaudYQg0coI>



52

ご清聴ありがとうございました

<化学物質管理法令の詳細につきまして>

- ・ 化学物質管理法令の詳細や細かな手続き方法等については、当課のHPでも掲載しておりますので、ご覧いただければと思います。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/index.html

経済産業省 化学物質管理

検索



<お問合せにつきまして>

- ・ お手数おかけしますが、お問い合わせいただく場合には、以下のメールフォームからご連絡いただきますようお願いいたします。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/contact.html

ご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。